

松江市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年3月29日付け松江市監査委員告示第3号で公表した定期監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成18年7月21日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 伊原 正人
 松江市監査委員 藤田 彰裕

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為はなされているが、交付要綱の期限が切れたままになっているもの （子育て課） ・交付申請の際の精査が十分なされていないもの （人権同和対策課、観光文化振興課） ・交付申請書に受付印のないもの （国際交流課、人権同和対策課、市民活動推進課） ・担当課意見欄が未記入のもの （政策企画課、国際交流課、観光企画課、商工課、市民活動推進課、教育総務課） 	<p>(1) 補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱の期限を改正し、有効な要綱を制定いたしました。 （子育て課） ・補助金等交付申請書に添付されていた予算書の科目名称が適当でない団体があったことから、名称を変更するよう指導した。 （人権同和対策課） ・交付申請受付に際し、市としての統一した見解により精査がされるよう業務管理体制の強化を図りました。 （観光文化振興課） ・適正な事務処理が行われるよう、管理体制を再点検し、職員に周知しました。 （国際交流課） ・文書の適正な処理について、再度周知徹底をした。 （人権同和対策課） ・文書の適正な処理について、再度徹底した。 （市民活動推進課） ・直ちに記入のうえ、補助金支出の事務に遺漏のないよう努めます。 （政策企画課） ・適正な事務処理が行われるよう、管理体制を再点検し、職員に周知しました。 （国際交流課） ・担当課意見を必ず記入することとした。 （観光企画課） ・補助金交付申請書の受理にあたっては、補助金

・事業着手されているのに交付申請・決定手続きがされていないもの
(文化財課)

・補助金の効果の検証が十分とはいえないもの
(商工課、子育て課)

・補助事業者に対する収入確保の指導が十分とはいえないもの
(国際交流課)

・補助対象者に対する制度の周知が十分とはいえないもの
(市民活動推進課)

・同一趣旨の補助金が補助率等統一されていないもの
(観光文化振興課)

交付要綱に適合しているか等について審査を行い、その結果を担当課意見欄に記載するよう徹底しました。

(商工課)

・交付申請書受理にあたっては、交付要綱に適合しているかどうか等の審査を行い、その結果を担当課意見欄に記入するよう再度徹底した。

(市民活動推進課)

・担当課意見欄が未記入であったものについて、すべて意見を記入しました。

今後は事務処理に遺漏がないよう適切な事務執行を行なってまいります。

(教育総務課)

・補助事業者に新市の補助事業の流れを説明し、交付申請を提出していただく時期、添付書類等について確認した。また、補助事業完了後には速やかに、完了届けと実績報告書を提出していただかなければならないことを説明し、双方で確認した。

18年度は、流れの通り実施する予定である。

(文化財課)

・平成17年度は、財団法人松江勤労福祉振興協会職員の人件費を補助対象としましたが、効果の検証が十分ではない面がありました。

平成18年度からは、ご指摘の主旨に十分留意し、適切な運営が行われるよう指導していきます。

(商工課)

・保育所への補助金については、私立保育所の決算状況をふまえ、補助基準の見直しを含め検討してまいります。

(子育て課)

・市として当該団体に対し、現賛助会員の継続的な確保と新規会員の拡大を図るよう指導しました。また、会員確保に不可欠な要素としての魅力ある企画の提供、情報発信の推進を行うよう当該団体に指導してまいります。

(国際交流課)

・補助制度の対象区域について、平成17年度は旧松江市区域に限られていたが、平成18年度からは新市全域に広がるため、各地区で開催される自治会長会での説明や、「自治会長の手引き」の配布等様々な方法によって補助制度の一層の周知徹底を図る。

(市民活動推進課)

・旧町村から引き継いだ補助金については新松江市として一定の整理を終えました。新年度からは地域特性を活かしたまちづくり予算の中で執行す

	<p>る体制となっています。 (観光文化振興課)</p>
<p>(2) 合併調整項目で調整に向けて検討が急がれる項目</p> <p>公共交通体系について 市域の拡大に対応した新市の融合・一体化を図るために、住民意識等現状を認識し、課題を整理して、利便性・公平性のある総合的な公共交通体系の検討を早急に図りたい。 (政策企画課)</p> <p>道路・河川愛護団について 道路・河川愛護団への委託金等が未調整のため、基準や金額が統一されていないので調整を急ぐ必要があるが、その際には、市民活動の推進や地域のまちづくりという視点をいれて考え方を整理されたい。 (土木課)</p>	<p>(2) 合併調整項目で調整に向けて検討が急がれる項目</p> <p>バス事業者と市民が一堂に会した「公共交通体系整備計画検討委員会」で議論をいただいております。平成18年度内に利便性の高い路線や運賃体系の構築を図り早急を実施して参ります。 (政策企画課)</p> <p>合併した町村に同様の制度が存在した場合は、道路・河川愛護ともに3年で調整することとし、その間激変緩和措置をとることとした。さらに、道路愛護と河川愛護との手続きの統一についても3年後に統一する予定。 (管理課・土木課)</p>
<p>(3) 子育て支援について</p> <p>待機児童の解消について 保育所や児童クラブの需要がますます高くなってきており、慢性的に待機児童が発生する状況となっているため、保育所の施設整備、児童クラブの新設・充実を図り、待機児童の解消に努められたい。 (子育て課)</p> <p>マリン保育所について 本格調査による報告書を受け迅速かつ厳正な措置を講ずるとともに、今後改修にあたっては検査体制、現場監理体制を整備するなど、何よりも子どもたちにとって安全・安心な施設となるよう慎重な対応を望むものである。 (子育て課)</p>	<p>(3) 子育て支援について</p> <p>待機児童の解消のため、平成16年度には私立保育所の2ヶ所の施設整備補助を実施するとともに、幼保園のぎを開設する他定員の弾力化により、平成17年度当初で195名の定員増(7月に1ヶ所60名新規開設追加)を図ってまいりました。また、平成17年度にも2ヶ所の施設整備や認可保育所の増により、平成18年度当初で110名の定員増を行い、平成18年6月には新規2ヶ所で合計120名定員の開設が予定されています。児童クラブについても、平成16年度に新規で1ヶ所を開設し、平成17年度中に新規3ヶ所を開設いたしました。さらに平成18年度当初にも新規2ヶ所を開設したところです。今後とも、私立保育所の施設整備と児童クラブの新設・充実に向けてまいります。 (子育て課)</p> <p>平成17年8月18日及び19日に実施された第1期の遊戯室の調査を受けて、遊戯室以外の保育所全体の状況について平成18年2月3日と4日に第2期の本格調査が実施され、この結果について、3月29日に工学院大学の宮澤教授から市長、助役他関係者に対し説明がありました。その説明によると、再度構造計算をすることが必要ではあるが、遊戯室については抜本的な大規模改修、その他の施設については補修により施設の安全確保が可能であるとのことでした。これを受けて、現在、国や県等の関係機関と今後の取り扱いについて協議中ですので、十分な安全性の確保を前提に、早急に改修案を決定し、安全・安心な施設としてマリン保育所の再開をしたいと考えております。 (子育て課)</p>
<p>(4) 文書の管理について</p>	<p>(4) 文書の管理について</p>

特に多かったものは、支出負担行為伺書の文書分類番号・保存年限・廃棄年度の記入漏れ、起案文書の文書審査欄押印漏れ、決裁日の記入漏れであり、一部には支出負担行為伺書の随意契約理由の誤り又は記入漏れが見受けられた。公文書の保存・管理には十分な注意が必要であり、文書が発生する段階で厳密な対応が求められるため、全職員に対して周知徹底を望むものである。

ご指摘の事項について、早急に総務課長名により各課（かい）長宛に文書により周知徹底を図るとともに、今年度においても引き続き全職員を対象とした文書管理事務研修を実施する予定にしています。

（総務課）

【参考】

平成17年度の取組状況

ア) 職員研修の実施

・合併に伴い全職員を対象とし、平成17年4月～5月の間に計6回の文書管理研修を実施。

【研修内容】

・文書取扱規程に沿った基本的文書の取扱方法、文書管理について

イ) 文書作成上の注意について周知徹底

・平成17年12月7日付、総第423号総務課長名により、各課（かい）長宛に文書により周知。